

会 議 概 要 書

| | |
|----------------|--|
| 審議会等の名称 | 第8期第4回 磐田市環境市民会議 |
| 担当部課名 | 環境水道部 環境課 |
| 会議の開催日時 | 令和4年3月24日（木）午前10時～午前11時30分 |
| 会議の開催場所 | 市役所西庁舎 3階 304.305 会議室 |
| 出席者 (職・氏名) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員13名 (出席者11名) 佐藤和美、寺田辰蔵、砂川利広、山本哲也、後藤真、菊島昭崇、 金原和義、小坂教光、新居一馬、安間美恵子、大竹伸佳（敬称略） ・ (事務局3名) 環境課長 鈴木和彦、環境保全グループ長 櫻井智子 副主任 密岡美雪 |
| 議 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次磐田市環境基本計画後期計画の策定方針について ・ 「市民・事業者の取組み」変更案に係る意見交換 ・ その他 |
| 配付資料等 の 件 名 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 次第 (2) 委員名簿 (3) 第2次磐田市環境基本計画後期計画策定方針 (4) 磐田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定方針 (5) 市民・事業者の取組み（変更案） (6) 第2次磐田市環境基本計画冊子※ (7) 磐田市環境市民会議ノート※ (8) 磐田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）骨子案 (9) ゼロカーボンアクション30 <p style="text-align: center;">※第1回配布済</p> |
| 概 要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長挨拶 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 第2次磐田市環境基本計画後期計画の策定方針について (2) 「市民・事業者の取組み」変更案に係る意見交換 |

| | |
|--------------|--|
| | <p>(3) その他</p> <p>4 閉会</p> |
| <p>会 議 録</p> | <p>(1) 「第2次磐田市環境基本計画後期計画の策定方針について」及び「磐田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定方針について」</p> <p>【事務局】策定方針について説明</p> <p>【意見・質問】</p> <p>委 員：磐田市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】骨子案の計画の概要「(4) 対象とする温室効果ガス」のところで、フロンの2種類を除いた5種類を対象とすることについて、もう少し説明をお願いします。</p> <p>事務局：このフロンの2種類は、特殊な事業内容でしか排出されない種類になります。そういった事業者が磐田市内にはありませんので、現状としても排出量はゼロとなっております。そのため、計画では除いております。</p> <p>委 員：現状としては該当する事業者がないとしても、将来的にはそういった事業者が現れるかもしれません。その2種類についても計測を続けることを検討していただきたいです。フロン排出抑制法では、罰則がありますが行政の監視があると、抑止力が働くと思います。</p> <p>事務局：ありがとうございます。検討させていただきます。</p> <p>委 員：今後、この温暖化対策実行計画というのは、事業者でも同様に策定していくものなのでしょうか。</p> <p>事務局：国の省エネ法により、一定規模以上の事業者には、温室効果ガス排出量の報告義務がありますが、同様の地球温暖化対策実行計画を策定することはないと思われまます。</p> <p>委 員：静岡県環境政策課の新居です。補足になりますが、静岡県では地球温暖化防止条例があり、その中で一定規模以上の温室効果ガス排出量がある事業者に対しては、事業活動にかかる温室効果ガス排出量削減の計画を出してもらうという制度があります。これは県条例に基づいているもので、計画的に削減を目指していただく</p> |

ようになっています。

委員：環境基本計画策定方針の2ページ目、後期計画策定の基本的な考え方です。(4)にある環境教育、環境学習等についてと、策定の体制(1)の②にある、小中学生への環境に関する様々な教育は大変重要ですが、子どもたちだけでなく、高齢者や親世代の人にも環境教育の機会を増やした方が良いと考えます。目標が2050年と長期にわたる計画ですが、将来だけでなく今日先のこともやっていく必要があると思います。それから策定の体制にある、若い世代の意見を反映するとありますが、反映の仕方について、例えば子供たちが2050年の50代くらいになった時に、今を振り返ってどう思うだろうか、というような将来と今とを俯瞰するようなことを学び、考えていくことが大切だと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。親世代への環境教育については第2次磐田市環境基本計画の市民・事業者の取組み修正案の6ページ、下から2行目に、新しく子供だけでなく親世代や高齢者にも該当する内容として、「日常生活の中でできる環境への配慮について学び、家庭や職場で共有する」というものを盛り込んでいきます。また、意見の反映の方法についても検討させていただきます。

委員：若い世代の子どもたちに、この環境市民会議の場に来てもらって一緒に話し合っていたかどうか。

事務局：令和4年度から、市内の3つの中学校で温暖化に関する環境学習を予定しています。通常、学年全体に等しく同じ授業を行うため、この場に数人を呼ぶということは難しいのかなと思います。まずは、アースキッズチャレンジから始めることを考えています。学校とはいろいろ話をしていく中で授業内容を検討していきますので、貴重な御意見として承ります。

委員：資料の2ページ、策定にあたっての基本的な考え方にある、(3)磐田市の特色を取り入れた計画づくりについてです。磐田市の魅力について、計画を見ることで市民の皆さんが磐田市の良いとこ

ろや魅力を再確認できるような内容にしていただけるといいと考えます。

事務局：ご意見ありがとうございます。

(2) 「市民・事業者の取組み」変更案に係る意見交換

《基本方針1》

委員：市民・事業者の取組み修正案の1ページ目、上から二つ目、事業者に対する市民から相談、とありますが、実際は事業者に直接市民から相談があるとは思えないが。

事務局：おっしゃる通り、事業者の騒音や悪臭などの問題は市民から市に相談があります。また、地域や事業者によっては直接地域住民からのご意見をいただく事業者もあります。間に市が介在するかどうかにかかわらず、事業者には地域の住民の意見に寄り添っていただきたいということで、この項目を作っています。

委員：4番目の「適正な焼却を行い、周辺的生活環境に配慮する」ですが、焼却することでダイオキシンが発生するということがありますが、適正な焼却をする、というのはダイオキシンを発生させてしまうのではないのでしょうか。

事務局：適正な焼却の意味がいまいではありますが、法的に適正な焼却炉を使用して焼却するものは、ダイオキシンが発生しません。ただ、農業者やどんど焼きなどの小規模な焼却について、法では規制されてはいないため、曖昧な表現となっています。しかし、本市では迷惑防止条例に基づき、周辺的生活環境に影響がある場合には、焼却をやめてもらうようにしていますので、この項目に「周辺的生活環境に配慮する」という言葉を盛り込みました。

委員：下から4番目の「生活の中で発生する騒音や振動、悪臭の防止に努める」のところですが、事業者もこういった騒音や振動を発生させる可能性がありますので、事業活動と区別するために、家庭生活としたらどうでしょうか。

事務局：ありがとうございます。事業者の騒音や振動などに関しまして、

一行目の「事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害の発生抑制に努める」に含んでおります。事業者の場合、大気汚染や水質汚濁などの可能性もあるため、生活の中で発生するものと区別させていただいています。しかしながら、「公害」というだけでは具体的な騒音や振動などを想像しづらいこともありますので、表現について検討していきます。

《基本方針2》

委員：資料2ページの「基本方針2豊かな自然環境を守ります」の下から1行目です。「外来種について理解を深め、従来の生態系に悪影響を及ぼさないようにする。」という言葉を入れたほうがよいと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

委員：「地域に持ち込まないようにする」ということですが、これは、ペットとして飼うことをしない、ということでしょうか。

事務局：地域に持ち込まない、という意味としてはペットなどで飼っていたものを地域に捨てたり放したりしないという意味でしたが、この表現では分かりにくいいため、検討します。

委員：「川や海の美化活動を推進し、積極的に参加する」というところがありますが、活動を行った後のごみの回収が問題だと思います。地域の人や活動に参加する人たちにごみの持ち帰りをお願いするのは難しいところがある。行政にも役割分担の一つとしてごみの処理を担ってほしいと考えます。

事務局：ありがとうございます。現状 砂のついた物や汚れたごみは難しい面がありますが、集めたごみは、ごみ対策課、環境課、河川課も含めて、行政のほうでも処分のお手伝いをさせてもらっています。

《基本方針3》

委員：下から4行目、他の所よりやけに専門的で具体的になっている気がします。「のり面や擁壁」という言葉が一般の人には分かりにくいと思われます。

事務局：ありがとうございます。確かに、良好な景観、というだけでは分かりにくいと考え、そのようにしましたが、いただいたご意見から、のり面、擁壁といった言葉については修正するよう検討いたします。

《基本方針4》

委員：下から3項目目、原材料、製造工程を含め環境に配慮した消費を行う、というところで、その後につける「エシカル消費」という言葉は不要かと思います。

事務局：おっしゃる通りですので、削除を検討いたします。

委員：上から2段目、「レジ袋削減」ですが、マイバック、マイボトル、マイハシの後に、「等」を入れたらどうかと思います。

委員：新規で「廃棄物処理は適正な事業者を選択する」とありますが、市民にも丸がついていますが、市民が事業者を選択することがよく分からない。また、これをあえて新規として作成された理由が分からないのですが。

事務局：これは、事業者向けの内容で、市民のところにも丸がついているのは誤りです。産業廃棄物を対象としている項目ですので、冒頭に事業者は、と追加させていただきます。これは、上の段の不法投棄とは別に、事業者が排出する産業廃棄物は、資格を持つ処理事業者に処理を依頼することで、適正な処理がされますので、それを啓発していくために新規に追加させていただきました。

《基本方針5》

委員：上から2つ目についてですが、「電気の使用量の把握に努め」、というところは、全市民がやるのは難しいので、まずは「電気使用量に関心を持つ」というような言葉にした方がいいかなと思います。

事務局：ここは、事務局でも「電気」だけでいいかというところで疑問があります。検討していきます。

委員：エコアクション21の考え方を市民も対象にし、家庭に持ち込むような取り組みができたらいいと思います。家庭内で頑張ってい

るところには市で認証やポイントで商品と交換できるなど、意識を高めていく取組みがあるといいと考えます。また、外出時はマイカーとありますが、事業所の営業車などの取組みもどこかに入れた方がいいと思います。また、下から三番目の「住宅や建物に太陽光発電システムや蓄電池を備えるなど、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を検討する」とありますが。とても難しい話ですので、しっかりとプランを練っていただきたいと思います

委員：下から5行目、「健康と環境に配慮し近距離は自転車や徒歩で」、とありますが。この基本方針は温暖化対策です。「健康」という言葉が入ると目的が変わってしまうような、あいまいになってしまうと思います。

事務局：ありがとうございます。健康、の部分削除していきます。

委員：エコカーに代えていくことが重要となっていくので、そういった文言を入れた方がいいのかなと思いました。

委員：従業員に対する、というところ、市民のところには丸はありませんが、ESG投資などもあることから、投資家としての市民への啓発も重要なので、そういったものもどこかに入れてほしいと思います。また、下から3行目の「環境市民会議に参加する」というものですが、ここで言っているのは、公聴会や意見交換会のようなものを意味しているのかなと思っています。そういった形で市民の探求意識を高めるためにこういった活動を促す項目は必要だと思います。

委員：5ページ一番下の項目ですが、「ゼロカーボンアクション30」の言葉が、一般の方にはなかなか分かりにくいのではないかと思います。

事務局：この「ゼロカーボンアクション30」は、環境省が行っている国民運動の「COOL CHOICE」の中で明らかにされています。分かりやすい取り組み例として表示されていますので、これを活用して、分かりやすい形で計画に載せていこうと検討していきます。

委員：5ページ目のうえから2項目、省エネという、全体的な言葉が

あった方がいいのかなと思いました。

委員：省エネという内容が、実際どれくらい市内でエネルギーが使われているかが見えないので、見える化していただけると分かりやすい。

委員：マイカーなど、車というのは物流関係の車が多く、ゼロカーボンアクション 30 にありますが、荷物を一回で受け取るなどの内容もどこかにあるといいと思います。

委員：外来種がどこら辺に出没するのか分かるといいかなと思います。

委員：この計画を市民の方に提示していくと思います。分かりやすさ
たとえば、数値で具体的に表してもらえるといいかなと思います。

(3) その他

委員よりごみ対策課の「食品ロス削減キャンペーン」等、市内外の動向
についての情報提供があった。